



# 監督署からのお知らせ (2023年3月)

〈3月～4月はトラブルが多い時期です。教育・研修、的確な指示・確認を！〉

## 《緊急事態です！ 交通労働災害の防止のための取組をお願いします！》

交通労働災害の発生が止まりません！死亡災害2件以外にも、自動車運転者の死亡事故も発生しています。石巻署では「**交通労働災害緊急事態宣言**」を出し、すべての事業主とそこに働く方々、関係機関・団体に、「**交通労働災害防止のためのガイドライン**」に基づく**対策の徹底**を呼び掛けています。ご理解、ご協力をお願いします。



緊急事態宣言  
(ガイドラインを含む)  
※ 石巻署ページからお入りください。

### 交通労働災害緊急事態宣言！

～今年に入って、交通労働災害で2名死亡！！  
ほかにも交通事故で1名死亡！！～

令和5年に入ってからの県内における死亡災害は2件で、いずれも石巻監督署管内で発生しています。

また、その2件とも交通労働災害により尊い命が失われたものです。

さらに、3月に入り、道路から転落した車両の自動車運転者が亡くなる事故も1件発生しており、きわめて憂慮すべき状況となっています。

石巻監督署では、交通労働災害の増加を防止するため、「**交通労働災害緊急事態宣言**」を発表しました。

事業主の皆さまと働く皆様におかれては、「**交通労働災害防止のためのガイドライン**」に基づき、**適正な走行管理、安全運転教育、健康管理、車両の点検・整備**などについて十分な対策をお願いします！

令和5年に入ってからの県内における死亡災害

業種	労働者数	事故の型	発生状況
その他の建設工事業	1～10人	はさまれ、巻き込まれ	勤務終了後に駐車場に向かうため、事業活動中の機が道路の交差点を横断中に、左折してきたダンプトラックに巻き込まれたもの。
1月	16時台	トラック	
その他の卸売業	10～49人	はさまれ、巻き込まれ	2トンダンプトラックで仕入れの運搬作業において、ダンプトラックの駐車時、進出したダンプトラックに巻き込まれたもの。
1月	14時台	トラック	

### 交通労働災害を防止しましょう 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

主な取組事項は次のとおりです。

#### 交通労働災害防止のための管理体制等

- 安全管理者・運行管理者・安全運転管理者などの体制を整備・確立
- 安全衛生方針の表明、目標設定とそのための計画実施（PDCAサイクルによる）
- 安全委員会などでの調査・審議

#### 適正な労働時間等の管理、走行管理

- 適正な走行計画に基づく到着時間・運送時間の管理
- 急呼の実態とその結果に基づく適切な対応



#### 教育の実施

- 交通法規、労働基準関係法令、健康・飲酒の影響などについて導入教育
- 交通事故情報、運転記録や交通安全情報マップなどに基づく日常の教育、交通安全検定訓練

#### 交通労働災害防止に対する意識の醸成

- ポスターの掲示、表彰制度の導入、交通安全情報マップの作成・周知

#### 荷主・元請事業者による配慮

- 過積載の防止、適切で無理のない発着時刻・走行時間・ルートの設定の協議・協力

#### 健康管理

- 確実な健康診断実施、長時間労働者の健康指標とこれらの結果に基づく適切な事後措置

#### その他

- 異常気象などについての迅速な情報提供・適切な指示
- 車両の適正な点検・整備、安全装置等の整備・充実



石巻労働基準監督署



(82/4)

## 《石巻署管内の労働災害発生状況》

〈令和4年 労働災害発生状況（令和5年2月末時点）〉 ※ 令和5年分は裏面に掲載しています。

全体的な傾向は変わっておらず、**コロナを含む全数では全業種で前年同期比102.0%増加**となる一方、**コロナを除いた場合には18.4%減少**となっており、建設業を始めとして多くの業種で減少しており、労使が一致団結しての労働災害防止に取り組んだ成果が表れていると考えられます。

令和4年 項目	全数（コロナを含む。）								コロナ以外（全数からコロナを除いたもの）									
	令和3年確定値		令和3年1～12月		令和4年1～12月		3年と4年との比較		令和3年確定値		令和3年1～12月		令和4年1～12月		3年と4年との比較			
	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡		
全業種	462	3	458	2	925	2	467	102.0%	0	427	3	423	2	345	2	-78	-18.4%	0
製造業	125	1	124	1	163	1	39	31.5%	0	124	1	123	1	109	1	-14	-11.4%	0
うち食料品製造業	79	1	79	1	74	0	-5	-6.3%	-1	79	1	79	1	56	0	-23	-29.1%	-1
うち水産食料品	68	1	68	1	61	0	-7	-10.3%	-1	68	1	68	1	43	0	-25	-36.8%	-1
建設業	79	0	78	0	106	0	28	35.9%	0	75	0	74	0	39	0	-35	-47.3%	0
土木工事業	37	0	37	0	57	0	20	54.1%	0	36	0	36	0	23	0	-13	-36.1%	0
建築工事業	33	0	32	0	39	0	7	21.9%	0	30	0	29	0	10	0	-19	-65.5%	0
その他の建設業	9	0	9	0	10	0	1	11.1%	0	9	0	9	0	6	0	-3	-33.3%	0
陸上貨物運送事業	28	2	27	1	35	0	8	29.6%	-1	28	2	27	1	35	0	8	29.6%	-1
商業	69	0	69	0	46	0	-23	-33.3%	0	67	0	67	0	46	0	-21	-31.3%	0
うち小売業	51	0	51	0	38	0	-13	-25.5%	0	51	0	51	0	38	0	-13	-25.5%	0
保健衛生業	56	0	55	0	490	0	435	790.9%	0	34	0	33	0	38	0	5	15.2%	0
うち社会福祉施設	31	0	30	0	277	0	247	823.3%	0	27	0	26	0	30	0	4	15.4%	0
上記以外の業種	105	0	105	0	85	1	-20	-19.0%	1	99	0	99	0	78	1	-21	-21.2%	1

〈 令和5年 労働災害発生状況（令和5年2月末時点） 〉

コロナ関連の労働災害は依然として多く発生しており、保健衛生業に集中しています。コロナを除くと、概ね落ち着いていますが、一部の業種で増加しており、増加の業種、死亡災害が発生の業種では、基本的対策の徹底をお願いします。



労働災害統計  
※石巻署分も掲載

令和5年 項目	全数（コロナを含む。）						コロナ以外（全数からコロナを除いたもの）							
	令和4年2月		令和5年2月		4年と5年との比較		令和4年2月		令和5年2月		4年と5年との比較			
	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡		
全業種	47	0	95	2	48	102.1%	2	37	0	38	2	1	2.7%	2
製造業	11	0	7	0	-4	-36.4%	0	11	0	7	0	-4	-36.4%	0
うち食品製造業	4	0	3	0	-1	-25.0%	0	4	0	3	0	-1	-25.0%	0
うち水産食品	2	0	3	0	1	50.0%	0	2	0	3	0	1	50.0%	0
建設業	4	0	7	1	3	75.0%	1	4	0	7	1	3	75.0%	1
土木工事業	2	0	1	0	-1	-50.0%	0	2	0	1	0	-1	-50.0%	0
建築工事業	0	0	4	0	4	—	0	0	0	4	0	4	—	0
その他の建設業	2	0	2	1	0	0.0%	1	2	0	2	1	0	0.0%	1
陸上貨物運送事業	8	0	7	0	-1	-12.5%	0	8	0	7	0	-1	-12.5%	0
商業	4	0	5	1	1	25.0%	1	4	0	5	1	1	25.0%	1
うち小売業	4	0	3	0	-1	-25.0%	0	4	0	3	0	-1	-25.0%	0
保健衛生業	14	0	62	0	48	342.9%	0	5	0	5	0	0	0.0%	0
うち社会福祉施設	14	0	28	0	14	100.0%	0	5	0	3	0	-2	-40.0%	0
上記以外の業種	6	0	7	0	1	16.7%	0	5	0	7	0	2	40.0%	0



SafeworkK 向上宣言



《 マスク着用は個人の判断となりました。自ら及び周囲の方の感染に留意しましょう 》



新型コロナウイルス感染症対策としてのマスク着用は、3/13から個人の判断が基本となりました。

なお、受診時や医療機関・高齢者施設の訪問時、混雑した公共交通機関への乗車時にはマスク着用が推奨されているとともに、ご自身を感染から守るためには、やはりマスク着用は効果的とされています。

「3密の回避」「時差出勤など勤務体制上の配慮」「換気」「休憩室・更衣室や飲食時における対策」「手洗い・手指消毒、共用箇所の消毒」などの対策はこれまでどおりです。必要な対策の継続をお願いします。



マスク着用の考え方



取組の5つのポイント

《 安全管理者などの選任や各種健康診断の結果を報告していますか？ 》

労働安全衛生法は、適切な安全管理体制の確保のため、一定の業種と規模の事業場に対し、安全管理者などの選任とその報告、健康診断結果の報告を義務付けています。異動で未選任のみである、コロナ禍の影響で健診時期がずれてしまい、監督署への報告を忘れていないなどありませんか？現状を確認し、未選任・未実施・未報告の場合には速やかに対応願います。

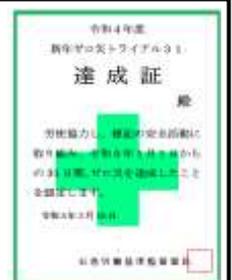


選任時期、手続、様式など

《 「新年ゼロ災トライアル31」へのご参加、ありがとうございました 》

昨年度に引き続き、「新年ゼロ災トライアル31」が、1月1日～同月31日の1か月にわたり展開されました。多くの皆さまからのご賛同により、234件の現場から参加いただいたところであり、関係する皆さまのご協力に厚く御礼申し上げます。

ゼロ災達成の現場には、達成証をお送りいたします。なお、参加された現場については、宮城労働局ホームページの石巻監督署のページに掲載しています。



発行：石巻労働基準監督署 〒986-0832 石巻市泉町 4-1-18（ハローワーク石巻と同じ合同庁舎の2階です。）

- お問合せ先 労働条件など職場におけるトラブルは、0225-22-3366  
労働災害防止・健康確保等安全衛生は、0225-85-3483  
労災補償、労働保険の加入・保険料は、0225-85-3484

- 気仙沼臨時窓口を設けており、こちらでもご利用いただけます（9：00～16：00）。

（気仙沼市古町 3-3-8 気仙沼駅前プラザ2階（ハローワーク気仙沼と同じ建物）

宮城労働局  
石巻署ページ



宮城労働局  
メールマガジン



電話：0226-25-6921）